

日病薬発第23-51号

平成23年6月4日

各位

社団法人 日本病院薬剤師会
会長 堀内 龍也

東日本大震災に伴う各専門領域の認定薬剤師の認定申請及び更新申請
に係る特例措置について (Q&A)

Q 1 平成23年度に認定薬剤師に認定申請する予定の者です。過去4年間日病薬の生涯研修認定（単年度）を取得しており、今年で日本病院薬剤師会生涯研修履修認定（平成18年～平成22年）を取得する予定でした。所属する県病院薬剤師会が東日本大震災に伴う日病薬生涯研修認定制度の特別措置の対象となりましたが、どのような手続きが必要になりますか。

A 1 平成23年度認定薬剤師の認定申請を希望され、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定でお困りの場合は、特別措置による申請を行うことが可能となっております。詳細は、当会ホームページ平成23年5月12日付け「東日本大震災に伴う生涯研修認定制度の特別措置について」をご確認の上、申請してください。

Q 2 各専門領域（がんを除く）の認定薬剤師認定申請資格4）にある「専門業務に引き続いて〇年以上従事（勤務）していること」という要件について、今回の震災の影響により勤務中断がある場合、連続性についてはどの程度まで許容されるのでしょうか。

A 2 勤務が中断した期間を除いて、専門業務に従事した期間が必要年数を満たす場合に、認定審査委員会で個別に審査いたします。認定申請する際に、中断期間と中断した理由と所属長による証明などを記載した説明文書（書式自由）を添付してください。

例：（要件が、専門業務に引き続いて3年以上従事していることの場合）
今回の震災の影響による勤務中断が半年間ある場合には、専門業務に従事して3年半経過後より認定申請可能ということです。

Q 3 各専門領域の認定薬剤師の更新要件にある「認定期間中、〇〇に関する専門的業務に従事していたこと」という要件について、今回の震災の影響により勤務中断がある場合、連続性についてはどの程度まで許容されるのでしょうか。

A 3 認定審査委員会で個別に審査いたします。更新申請する際に、中断期間と中断した理由と所属長による証明などを記載した説明文書（書式自由）を添付してください。